

平成27年4月からの  
保育所などの申し込み方法  
(2号・3号認定)



支給認定申請について

これまで、保育所などを利用するためには入所申請のみでしたが、新制度では保育を受けるための支給認定(2号・3号認定)も受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、石狩市から支給認定証が交付されます。

また、支給認定(2号・3号認定)は、就労理由とする場合、就労時間に応じ、保育必要量として「保育標準時間」「保育短時間」に分類されます。

- ・「**保育標準時間**」は、1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。就労時間月120時間以上で認定されます
- ・「**保育短時間**」は、1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。就労時間月64時間以上、月120時間未満で認定されます



▼支給認定の種類

支給認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
<b>1号認定</b> ----- 教育標準時間	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園(幼稚園部)
<b>2号認定</b> ----- 保育標準時間 ----- 保育短時間	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育所部)
<b>3号認定</b> ----- 保育標準時間 ----- 保育短時間	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園(保育所部) 地域型保育

保育所などを利用できる方

児童の保護者が次のいずれかの理由に該当することが必要です。

- ・ 就労をしている
- ・ 災害復旧をしている
- ・ 就学している
- ・ 妊娠、出産の前後である(出産前後の各8週間を限度とする)
- ・ 同居または長期入院などを行っている親族の介護、看護をしている
- ・ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ・ 上記に類する状態として市が認める場合
- ・ 疾病、障がいなどにより保育できない
- ・ 求職活動をしている
- ・ 虐待やDVの恐れがある

入所申込期間

こども家庭課(市役所1階18番窓口)へ「**支給認定申請書兼保育所等利用申込書**」を提出してください。

**1/13(火)～2/13(金)期限厳守** ※原則、保護者の方がお越しください。郵送不可

これからの流れ

- ①1/13～2/13までに市役所へ上記申請書を提出
- ②申請者の希望や施設の状況などを見て石狩市が利用調整
- ③3月中旬に市役所から「**支給認定証**」「**施設・事業利用調整結果通知書**」を交付
- ④4月、施設利用開始
- ⑤4月中旬に市役所から「**保育料決定通知書**」を交付

※へき地保育所については①②④⑤の流れになります

## 保育料について

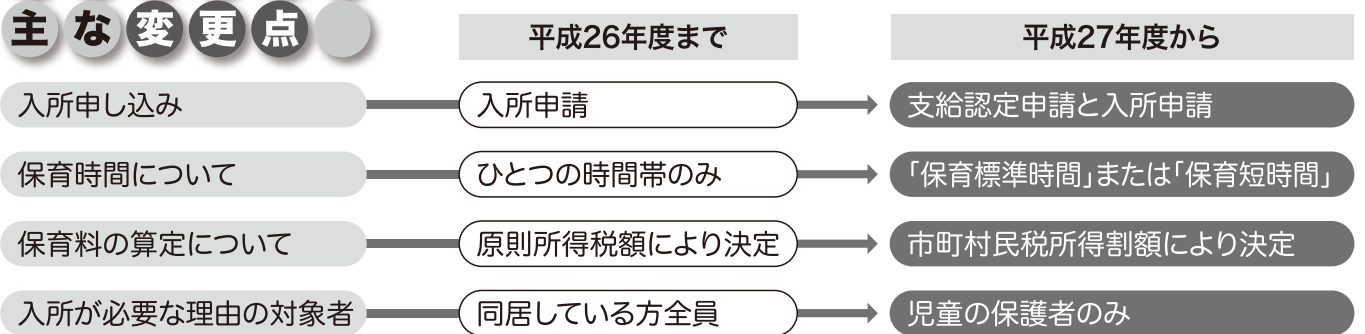
毎月の保育料は、同一生計を営む父母など扶養義務者の市町村民税所得割額と、児童の年齢などで算定します。  
また、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認

定こども園および地域型保育を利用している場合、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもには保育料の軽減制度があります。へき地保育所の保育料は一律12,000円です。

## 市内施設一覧

区分	施設名	住所	保育標準時間	保育短時間	時間延長保育(別料金)		障がい児保育	対象年齢
					午前	午後		
認定こども園(保育所部)	石狩仲よし保育園	花川北4条3丁目5・3	7時30分～ 18時30分	指定された8時間	7時～	～19時	○	生後57日目～
	えるむ保育園	花川北2条5丁目63			7時～	～19時	○	
	友愛保育園	花川南8条3丁目153・3			7時～	～19時	○	
	まきば保育園	樽川6条2丁目600			7時～	～19時	○	
	南線光の子保育園	花川南4条3丁目2			7時～	～19時	○	
	緑苑台子どもの家保育園	花川東1・2137			7時～	～19時	○	
	えるむの森保育園	花川東93・5			—	～20時30分	—	
	認定こども園花川南保育園	花川南9条4丁目83・9			7時～	～19時	○	
	くるみ保育園	八幡1丁目433・14			7時～	～19時	○	
地域型保育(小規模)※予定	石狩たんぼぼ保育園	花川南6条2丁目109			7時～	～19時	—	※2歳まで
へき地保育所	聚富保育園	厚田区聚富287・26	8時～ 17時	—	—	～18時	—	3歳～
	厚田保育園	厚田区厚田2・4		—	—	※土曜除く	—	
	はまます保育園	浜益区川下392		—	—	～18時(土曜～16時)	—	2歳～

### 新制度に伴う ※へき地保育所は除く



- ◎「保育所など」とは保育所、認定こども園(保育所部)、地域型保育(小規模保育など)をいいます
- ◎この内容は平成26年12月現在の見込みとなっているため、内容が一部変更となる場合があります
- ◎詳しい内容は市HPに掲載します



◀ 認定や申し込みに必要な「支給認定申請書兼保育所等利用申込書」は、こども家庭課(市役所1階18番窓口)と各支所市民福祉課窓口で配布しています

こども家庭課は正面玄関から入って左



保育所などの情報を詳しく記載した「ほいくしよがいど」も置いてあります!



※認可外保育施設についても掲載しています